# 認可地縁団体の手引き

2023年3月

安曇野市 市民生活部 地域づくり課

# 目 次

1 認可地縁団体とは	1
(1) 地緣団体	1
(2) 認可地緣団体	1
(3) 認可申請できる団体	1
2 認可の要件	2
3 申請から認可まで	3
<ul><li>(1)申請の前に</li></ul>	3
<ul><li>(2) 認可までの手続の流れ</li></ul>	3
(3) 認可申請に必要な書類	4
(4) 地縁団体として認可されたら	4
4 認可後の手続	5
(1) 代表者等に係る印鑑の登録	5
(2) 告示事項証明書の交付	6
<ul><li>(3) 規約を変更するとき</li></ul>	6
(4) 告示事項に変更があったとき	6
5 認可地縁団体に係る税金	7
6 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	7
(1) 申請の要件	······ 7
(2) 登記移転等に係る公告	8
7 認可の取り消しと解散	8
(1) 取り消し	8
(2)解散	8

# <様式の参考例>

## 認可地縁団体について

## 1 認可地縁団体とは

#### (1)地緣団体

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」(地方自治法第260条の2第1項)を地縁団体といいます。

区や常会などがこれにあたります。

#### (2) 認可地緣団体

これまで、区や常会には法人格が認められていなかったため、所有する集会施設などについては代表者の個人名義や共有名義で登記されており、名義変更や相続などでさまざまな問題が生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、一定の要件を満たして市長の認可を受けることにより、区や常会などが法人格を取得し、その団体名義で不動産登記等ができるようになりました。

さらに、令和3年5月26日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、地方自治法の一部改正が行われたことにより、令和3年11月26日から不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うための認可を受けることができるようになりました。

## (3) 認可申請できる団体

区や常会など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、地域的な共同活動を円滑に行うことが認可の目的となっています。これまでは、現に不動産を保有していること、または保有する予定があることが認可の要件でしたが、今後は不動産等の保有や保有予定の有無にかかわらず、認可を受けることができるようになります。

以下のような団体は認可の対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 同好会、スポーツ活動や環境美化活動など特定の目的の活動だけを行う団体
- ・ 構成員に対して年齢や性別など住所以外の特定の条件を要する団体

#### 2 認可の要件

認可を受けるには、次の4つの要件(地方自治法第260条の2第2項)を全て満たしていることが必要です。

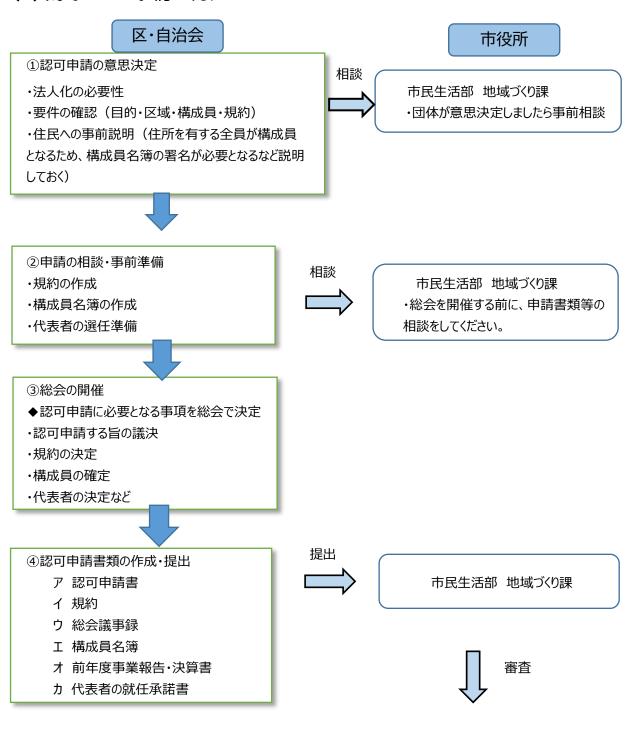
- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
  - 「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、親睦活動、集会施設の 管理運営など、一般的な区、常会などの活動があてはまります。
  - 「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
  - 「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲がわかる状態にあるということです。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となるべきものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
  - その区域に住むすべての人(個人であり世帯ではありません)が加入できます。
  - 区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。
  - 相当数とは、その区域の全住民(区や常会などに加入していない人を含む)の概ね半数です。
- (4) 規約を定めていること。(規約に定めなければならない事項)
  - 11月的
  - ②名称
  - ③区域
  - ④ 主たる事務所の所在地
  - ⑤構成員の資格に関する事項
  - ⑥代表者に関する事項
  - ⑦会議に関する事項
  - 8資産に関する事項

### 3 申請から認可まで

#### (1)申請の前に

認可申請することについて、区や常会などの中でよく話し合いましょう。また、不動産登記等の予定がある場合は、所有権や登記に係る経費などを確認しておきましょう。申請前に、地域づくり課まちづくり推進担当へ相談してください。

#### (2) 認可までの手続の流れ



<地縁団体の認可・告示>

・市長による認可の告示

・認可地縁団体台帳の作成

・認可の通知

### (3) 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

提出書類	留意事項	様式
①認可申請書	提出する年月日を申請日としてください。	様式第1号
②規約	総会に諮る前に地域づくり課までご相談ください。	規約の作成例 ※1
③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類	総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の 署名・押印があるもの。	議事録の作成例 ※2
④構成員名簿	構成員の氏名・住所を記載したもので、住民のおおむね半数の名簿が必要です。(会員であれば未成年者の氏名住所の記入が必要です)	構成員名簿の例 ※3
⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	・総会に提出した事業活動報告書・決算書、計画書・予算書など。	
⑥申請者が団体の代表者であることを証する書類	・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの。 ・申請者が代表となることを受諾した旨の承諾書の写しで、申請者本人の署名があるもの。	承諾書 ※4
⑦その他 (必要がある場合に提出)	a)区域を示した図面 b)裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について(民事保全法に基づく裁判所による 代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任 がある場合は記載が必要です)また、法第 260 条の8の代理人及び10の特別代理人がある場合は記載してください。	

### (4) 地縁団体として認可されたら

認可を受け告示された地縁団体は、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となる ことができるとともに、その団体名義で不動産登記ができるようになります(不動産登 記手続きについては、司法書士や法務局等と十分に協議してください)。

認可後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。

法律上、公法人でも公共団体その他行政組織の一部でもありませんし、認可地縁団体が行う活動について、市が監督することもありません。

運営にあたっては、以下についてご配意ください。

- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。
- 特定政党のために利用してはいけません。
- 財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。
- 構成員名簿を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置くとともに、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。
- 少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開いてください。

#### 4 認可後の手続

## (1)代表者等に係る印鑑の登録

安曇野市認可地縁団体印鑑条例の規定に基づき、不動産登記等に必要な地縁団体の代表者等に係る印鑑を登録することができます。

#### ■登録に必要なもの

- ① 認可地緣団体印鑑登録申請書(印鑑登録 様式第1号)
- ② 代表者の個人印(安曇野市に印鑑登録しているもの)
- ③ 代表者の印鑑登録証明書
- ④ 登録する団体印

#### ■証明書の交付に必要なもの

- ① 認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書(印鑑登録 様式第3号)
- ② 登録されている団体印
- ③ 登録を受けた代表者の個人印
- ④ 交付手数料 1 通 300 円

(交付までに数日要します)

#### (2)告示事項証明書の交付

地縁団体告示事項証明書を交付します。請求はどなたでもできます。(交付までに数日要します)

#### ■請求に必要なもの

- ① 地緣団体告示事項証明書交付請求書(様式第4号)
- ② 交付手数料 1 通 300 円

#### (3)規約を変更するとき

規約を変更するときは、規約に別段の定めがない限り、地方自治法第の規定により 総構成員の四分の三以上の同意が必要になります。

総会後、市長に対し規約変更の認可申請を行い、認可したときは地縁団体規約変更認可書により申請者に通知します。

#### ■必要な書類

- ① 規約変更認可申請書(様式第5号 ※5)
- ② 規約変更の内容及び理由がわかる書類(総会資料、新旧対照表、変更後の規約等)
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの)

## (4) 告示事項に変更があったとき

下記の告示事項に変更があった場合は届出が必要です。この手続きにより変更の告示を受けないと告示事項証明書に記載されている告示事項は更新されません。

#### 【告示事項とは】

- •名称 •規約に定める目的 •区域 •主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名及び住所・代理人の有無・認可年月日
- 規約に解散の事由を定めたときはその理由

代表者が交替した時は、この手続が必要になります。

#### ■必要な書類

- 告示事項変更届出書(様式第7号 ※6)
- 告示事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写しで議長及び議事録署 名人の署名・押印があるもの)
- 代表者が交替した場合、就任の承諾書で本人の署名があるもの(※7)

## 5 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金は以下のとおりです。減免措置もありますので、詳しくは、 それぞれの機関にお問い合わせください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問合せ先	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	(TEL)	
市	法人市民税	均等割のみ課税	均等割•所得割	安曇野市役所	
		減免措置あり	課税	税務課	
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税	固定資産税の評価額で課税	机物味 (71-2484)	
		減免措置あり	課税	(11 2404)	
県税	法人県民税	均等割のみ課税	均等割•所得割		
		減免措置あり	課税	松本地域振興局	
	法人事業税	非課税	課税	中信県税事務所	
	不動産取得税	減免措置あり	不動産取得時の評価額	(40-1905)	
			課税		
国税	法人税	税非課税	課税	松本税務署	
				(32-2790)	
	登録免許税	=h 1H	税課税	長野地方法務局松本支局	
		市本代		(32-2567)	

## 6 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

地方自治法の一部改正(平成27年4月1日施行)により、認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、市長への申請、公告など、一定の手続を経ることで認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

#### (1)申請の要件

以下の全ての要件を満たしている必要があり、それを疎明する資料の提出が必要です。

- 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と 占有していること。
- 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の 構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

なお、手続については、地域づくり課まちづくり推進担当にご相談ください。

#### (2)登記移転等に係る公告

市長は、申請が相当と認めるとき、当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある関係者は市に異議を述べるべき旨の公告を行います。

3 か月以上の公告期間をおいて、異議がなかった場合は、関係者の承諾があったもの とみなされます。

## 7 認可の取り消しと解散

#### (1)取り消し

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- 認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

#### (2)解散

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、 市長に対して届出(市長による解散告示)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による 公告)手続が必要です。

- 規約に定めた解散事由の発生
- 破産手続き開始の決定
- 認可の取り消し
- 総会の決議(規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の四分の三以上の賛成が必要です。)
- 構成員が欠けたこと

解散に必要な書類は以下のとおりです。

- 認可地緣団体解散届出書(様式第9号)
- 解散したことを証する書類

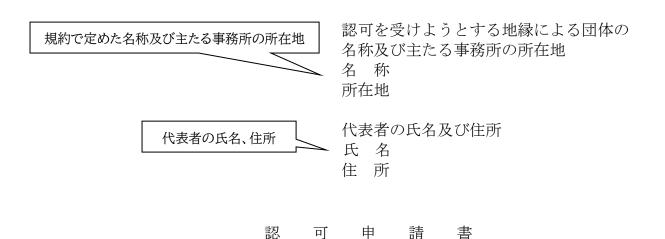
## <様式の参考例>

様式第1号(第2条関係)

### 【認可申請】認可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長



地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

#### 別添書類

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

## 認可地縁団体の規約(作成例) ※1

この規約は一般的な例を示したものです。規約作成に当たっては規約例及び留意点を参考としながら、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。(地方自治法第262条の2第3項)

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規約例	解説
○○区(○○自治会)規約	
第1章 総 則	
(目的)	
第1条 この会は、○○区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。 (名称)	ばならないとされる必須事項です。 第5条とまとめ
第2条 この会は、○○区(○○自治会)と称する。	*名称は、地方自治法で、規約に定められていなけれ ばならないとされる必須事項です。
(区域)	
第3条 この会の区域は、○○区の全域とする	*区域は、地方自治法で、規約に客観的に明らかなものとして定められていなければならないとされる必須事項です。 *地番等の表示(安曇野市)、「〇〇のうち、別図に示した区域」等でも可です。
(主たる事務所の所在地)	
第4条 この会は主たる事務所を、安曇野市□□××に置く。	* 主たる事務所の所在地は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。 * 区公民館の住所など。「主たる事務所を、代表者宅に置く」でも可ですが、備え置く書類等がありますので、お薦めできません。
(事業)	
第5条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 会員相互の連絡事務に関すること。 (2) 区域内の環境整備に関すること。 (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。	*第1条にまとめても結構です。 「この会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)・・・・・・・ (2)・・・・・・・」など

規約例	解説
<ul><li>(4) 集会施設その他財産の維持管理に関すること。</li><li>(5) 防犯・防災活動に関すること。</li><li>(6) その他目的を達成するために必要なこと。</li></ul>	*住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることが認可要件です。 *宗教に係る活動は除外するのが適当です。
第2章 会員 (会員の資格)	
第6条 この会の区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員となることができる。 2 正当な理由がない限り、前項に規定する者が会員となることを拒むことはできない。	*構成員の資格に関する事項は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。  *正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことになっていますので、規約にも定めてください。  *住所以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けることは認められません。
<ul> <li>(入退会)</li> <li>第7条 この会に入会しようとする者及びこの会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。</li> <li>2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。</li> <li>(1) 住所を区域外に移したとき</li> <li>(2) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき</li> <li>(会費)</li> </ul>	*または、「入会しようとする者は、入会申込書を、 退会しようとする者は、退会届を会長宛に提出しな ければならない」など。
第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (賛助会員) 第9条 この会の区域に住所を有し、この会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。 3 第7条の規定は、賛助会員について準用する。	*金額を明示することもできますが、変更時には規約改正の手続きが必要になります。
第3章 役 員 (役員の種別) 第10条 この会に次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 ○人 (3) 会 計 ○人 (4) ○ ○ ○人 (5) 監 事 ○人	*代表者に関する事項(代表者の設置・選任方法・職務・任期等)は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。 *地方自治法により、認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならないとされています。また、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができるとされています。 *会長、副会長は、区規約の場合は、区長、副区長でも結構です。

規約例 解説 (役員の職務) \*監事の職務は、地方自治法で定められています。 第11条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は
- 欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によっ て、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の資産及び会計事務を処理する。
- 4 ○○は、○○の業務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の 事実があると認めるときは、これを総会に報告する こと。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるとき は、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨 げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が 就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の選任)

- 第13条 役員は、総会において会員の中から選任する。 | \* この他、必要に応じて(役員の報酬)などの条項を
- 2 監事とその他の役員は、相互にこれを兼ねることが できない。
- 第4章 総 会

(総会の種別)

第14条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種 とする。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、この会 の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第16条 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に 開催する。
- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的を記載した 書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の 請求があったとき。

設けることもできます。

- \*会議に関する事項(総会・役員会等の権能・運営等) は、地方自治法で、規約に定められていなければな らないとされる必須事項です。
- \*地方自治法により、認可地縁団体の事務は、規約で 代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて 総会の決議によって行うとされています。
- \*地方自治法により、少なくとも毎年1回、構成員の 通常総会を開く必要があります。「通常総会は、毎 年○月に開催する」でも可です。
- \*地方自治法で、総構成員の5分の1とされています が、規約においてこれと異なる割合を定めることも できます。

規約例 解説

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による 請求があったときは、その請求があった日から○日以 内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事 項を記載した書面をもって、総会の日より少なくとも 5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会 員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなけれ ば、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、 出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のとき は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

- 第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有 する。
- 2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかか \*地方自治法により、認可地縁団体と特定の構成員と わらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員 数分の1とする。
- (1) 規約の改正
- (2) 役員の選任
- (3) 財産の処分に関すること
- (4) 解散に関すること

(総会の書面表決等)

- 会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は 電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人と して表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用 については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所

- \*総会の招集は、地方自治法により「総会の日より少 なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示 し、規約に定めた方法に従ってしなければならな い」とされています。
- \*令和4年地方自治法の一部改正により、総会を開催 せずに書面又は電磁的方法による決議を行うこと が可能になりました。ただし、予め全構成員に承諾 を得ること等が要件となります。

- \*地方自治法により、あらかじめ通知した事項(規約 第17条第3項)のみ決議できます。別段の定めを設 けることも可能です。
- \*地方自治法により、各構成員の表決権は平等と定め られています。
- の関係について議決をする場合には、その構成員 は、表決権を有しません。
- \*世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿 革的にも実態的にも地域社会において是認され、そ のことが合理的であると認められる事項に限り、表 決権を1世帯1票とすることは可能です(2項)。 ただし、1号~4号に掲げてある事項は、1世帯1 票の適用は認められないと解されます。この他、事 業計画・予算の決定、事業報告・決算の承認も重要 事項(第15条)ですので、総会の議決が望まれます。
- 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない | \* 地方自治法により、総会に出席しない構成員は、書 面で、又は代理人によって表決をすることができる とされています。電磁的方法による表決とは、例え ば電子メール等による送信、ウエブサイト、アプリ ケーションを利用した表決、情報をディスク等に記 録して、当該ディスク等を交付する方法等。
- 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議 ★規約に変更が生じた場合や、代表者が交代した場 合、市に対して申請・届出が必要になりますが、そ の際、総会が有効に成立し議決されたことを証する

規約例 解説

- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決 委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された 議事録署名人2人以上が署名押印をしなければなら ない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、役員(監事を除く。以下この章にお いて同じ。)をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、 \*最高意思決定機関は総会ですが、実務上の執行に関 次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する 事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的を記載 した書面によって開催の請求があったときは、その請 求があった日から○日以内に役員会を招集しなけれ ばならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議 事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の ○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規 定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあ るのは「役員」と読み替えるものとする。

(監事の出席)

第29条 監事は、役員会に出席し、意見を述べることが できる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

議事録が必要となりますので、定めておくことをお 薦めします。

しては、役員会等で決定していくことが適当です。

\*資産に関する事項(資産の構成、取得、管理、処分 の方法等)は、地方自治法で、規約に定められてい なければならないとされる必須事項です。

規約例 解説 第30条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもっ て構成する。 (1) 別に定める財産目録に記載された資産 (2) 会費 (3) 資産から生ずる収入 (4) その他の収入 (資産の管理)

第31条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は役 員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 この会の資産で第30条第1号に掲げるものの \*4分の3以上など。少数会員の意見に意思によって うち別に総会において定めるものを処分し、又は担保 に供する場合には、総会において○分の○以上の議決 を要する。

(経費の支弁)

第33条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第34条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、 毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければ ならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会に おいて議決されていない場合には、会長は、総会にお いて予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基 準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告 書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監 査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を 受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第36条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1 日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以 \* 市長の認可を受けなければ、その効力が生じませ 上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更 することができない。

- \*地方自治法で4分の3以上となっています。規約に おいてこれと異なる割合を定めることもできます が、重要事項を少数会員の意思により決することの ないよう配慮が必要です。

処分が可能な規定は適当ではありません。

規約例 解説

#### (解散の決議)

- 第38条 この会は、地方自治法第260条の20第1項第2 \*(2) 破産手続開始の決定、(3) 認可の取消し、 号から第5号の規定により解散する。
- 2 この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総 \* 地方自治法で4分の3以上となっています。規約に 会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

#### (残余財産の処分)

第39条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会 |\*解散の決議と同じ割合が妥当です。 類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

#### 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

- 第40条 この会の主たる事務所に、次の帳簿及び書類を \* 地方自治法により、毎事業年度終了後(事業年度を 備え置かなければならない。
- (1) 規約
- (2) 会員名簿(構成員名簿)
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録
- (7) その他必要な帳簿及び書類

#### (委任)

第41条 この規約の施行について必要な事項は、総会の 議決を経て、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この規約は、令和○○年○月○日から施行する。
- 2 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条 の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定に 関わらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日 までとする。

- (4) 総会の決議、(5) 構成員が欠けたこと
- おいてこれと異なる割合を定めることもできます が、重要事項を少数会員の意思により決することの ないよう配慮が必要です。

- 設けていない場合は、毎年1月から3月)に財産目 録を作成し、主たる事務所に備え置かなければなら ないとされています。
- \*地方自治法により、構成員名簿を備え置き、構成員 の変更があるごとに必要な変更を加えなければな らないとされています。

\*規約を改正した場合、「市長の認可を受けた日から 施行する」などとなります。

## 【認可申請に添付】総会の議事録(作成例) ※2

#### ○○区(○○自治会)総会議事録

日 時 令和○○年○月○日() 自○○時○○分 至○○時○○分

場 所 ○○公民館

出席者 会員数○○人

出席者数 ○○人(うち委任状出席者数 ○○人、書面表決者○○人)

開 会 司会者から総会の成立条件(会員数の過半数以上の出席)の報告

議長選出 執行部より議長を○○氏を指名

議事録署名人の指名 ○○氏、○○氏の2名を指名する。

#### 議事

1 議案第1号「令和○○年度事業報告について」及び議案第2号「令和○○年度収支決算報告について」を説明。 ○○監事より会計監査の報告を受ける。

審議(質疑なし)。 拍手により(挙手による全員一致で)承認される。

2 議案第3号「令和〇〇年度事業計画(案)について」及び議案第4号「令和〇〇年度収支予算(案) について」を説明。

審議(質疑なし)。 拍手により(挙手による全員一致で)承認される。

- 3 議案第5号「会則の一部改正について」を説明。
  - 審 議(質疑なし)。拍手により(挙手による全員一致で)承認される。
- 4 議案第6号「役員の改選について」

執行部より、役員の選出の経過について報告があり、次の通り役員の発表がある。

**会 長 ○○氏**、副会長 ○○氏、会 計 ○○氏、監 事 ○○氏 拍手により (挙手による全員一致で) 承認される。

団体の代表者氏名が確認できること

5 議案第7号「法人格の申請について」を説明。

審議(質疑なし)。 拍手により(挙手による全員一致で)承認される。

議事終了。議長退席。

閉 会

認可地縁団体の承認がされたこと

本総会の議事録の適正かつ誤りのないことを証するため、議長及び議事録署名人が署名、押印します。

令和○○年○月○日

議長 印 署名人 印 直筆の署名と押印 署名人 印

# 書面表決による総会を行ったときの議事録(作成例)

○○区 令和○年度 総会議事録

1	開催の日時 令和 〇 年 〇 月 〇 日( 〇 )
2	開催の場所 安曇野市○○○
3	総会員数 〇〇〇 人
4	出席会員数 ○○ 人(うち書面表決 ○○人)
7	は年度の定期総会については令和○年○月○日の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡
大队	<b>5止により参集しての開催を避けるため、全構成員の承諾により、書面により決議することとした。</b>
킡	書面による決議は、令和○年○月○日から同年○月○日までの間、会員に議事を回覧するとともに、
書面	<b>面表決を求めることにより行った。</b>
5	議事
( ]	1)議長選出
	議長として 〇〇 氏を指名し意義なく決定した。
(2	2)議事録署名人の選任
	議事録署名人に ○○ 氏、○○ 氏の2名を指名し意義なく決定した。
( 3	3)議事の経過と結果
	議案第1号「令和○度事業報告・収支決算」
	議案第2号「令和○年度役員の選出(案)」
	議案第3号「令和○年度事業計画・収支予算(案)」 賛成 ○○ 反対○○ 無効○○
	議案第4号「規約の一部改正(案)」 賛成 〇〇 反対〇〇 無効〇〇
	・第2号議案 令和○年度役員の選出する件
	次の者を会長とすることをはじめとする令和〇年度役員案について、書面表決により賛成多数で 
	承認された。 (会長) 〇〇 (住所) 〇〇 規約の変更の場合は、総会員の4分の3以上 承認が必要です。(規約で別途定めている場
Ď	以上、提案された議案については全て可決・承認された。 はその規定に従う)
١	上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人が次に署名押印する。
	令和○年○月○日

議事録署名人

議事録署名人

00 00

00 00

(EII)

議事録署名人は規約に定めた人数の

署名押印が必要です。集計に参加し

た人の中から選任します。

# 【認可申請時】構成員名簿の例 ※3

<u>NO •</u>

## 地縁団体としての

## 区 構成員名簿

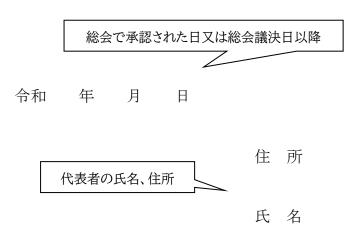
令和 年 月 日現在

世帯主	住所	氏 名	備考

## 【認可申請に添付】代表者の承諾書 ※4

承 諾 書

私は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和 年 月 日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する自治会の代表者となることに承諾いたします。



## 規約を変更するとき ※5

様式第5号(第7条関係)

総会日以降の日付 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地

代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

総会の会議資料、新旧対照表、変更後の規約など

#### 別添書類

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の議決が確認できる<u>総会の議事録</u>で、<u>議長及び議事録</u> 署名人の署名・押印があるもの(写し可)

### 代表者変更など告示事項に変更があったとき ※6

様式第7号(第8条関係) 下記の変更年月日以降の日付 年 月 日 (宛先) 安曇野市長

> 地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地

代表者の氏名及び住所 - 氏 名 - 住 所

変更後の新代表者の住所・氏名

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記 ・代表者の変更 ・変更後の代表者の氏名・住所 2 変更年月日 年 月 日 3 変更の理由 総会の日、就任した日、変更となった日など、 代表者の権利が発生する日 役員改選による代表者の変更、任期満了に伴う役員改選のため、など

## 代表者を変更したとき添付する承諾書 ※7

承 諾 書

地縁による団体の名称

〇〇自治会、 〇〇区

地縁による団体の事務所所在地

主たる事務所の所在地

安曇野市○○ △△番地

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたします。

総会の日、新代表者に変更となった日以降の日付

令和 年 月 日

新たに就任した代表者の住所・氏名

住 所

氏 名

# 安曇野市役所

市民生活部 地域づくり課 まちづくり推進担当 電話 0263-71-2000(代表)

0263-71-2494(直通)

FAX 0263-72-3176